

AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 11月号

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車の事故防止

自転車が第一当事者となる事故については一時不停止や信号無視等の法令違反が認められることから、自転車利用時には交通ルールをしっかりと守りましょう。

令和6年11月1日には自転車運転中の携帯電話の使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定が整備され、令和8年5月までには信号無視等の交通違反に反則金の納付を伴う「青切符」による取締りが導入されます。今一度、交通ルールを確認していただき安全運転をお願いします。

改正道交法 2024のポイント

~自転車の交通ルールが変わります~

- 1 反則金を導入**
16歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度（反則金納付）の対象に
- 2 罰則の強化** 2024年11月1日から詳しくは裏面
自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定を整備
- 3 安全確保**
自動車は自転車の右側を通過する場合^{※1}、自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行することを義務付け、自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行することを義務付け

※1 自動車と自転車の両者の間に十分な間隔がない場合を行います

2024年5月24日に公布された改正道路交通法により、**1**と**3**は公布から2年以内、**2**は2024年11月1日に施行

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

2024年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

- 運転中のながらスマホ**
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。※停止中の操作は対象外
違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**
- 酒気帯び運転および助動**
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。
違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反省して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

自転車の事故防止のポイント

- 1 自転車乗用中はヘルメット着用（※令和5年4月1日より努力義務化）
- 2 夜間はライト点灯、交差点では信号と一時停止を守る
- 3 自転車も「車の仲間」であることを認識し、安全確認を徹底